

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に<b>死亡された場合</b>            ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。            ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またこれらによる津波によって生じたケガ</li> <li>・保険の対象となる方の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じたケガ</li> <li>・保険金の受取人の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額全部）</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> <li>・<b>無免許運転</b>や<b>酒気帯び運転</b>をしている場合に生じたケガ</li> <li>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>・外科的手術等の医療処置（保険金が出されるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ</li> <li>・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</li> <li>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</li> </ul>
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に<b>後遺障害が生じた場合</b>            ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。            ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
傷害一時金払保険金特約	傷害一時金払治療給付金	<p>1回の事故について、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院（往診を含みます）し、その治療日数*1が1日以上5日未満となった場合には保険金をお支払いします。</p>	<p>等</p>
	傷害一時金払入院給付金	<p>1回の事故について、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院（往診を含みます）し、その治療日数*1が5日以上となった場合、傷害一時金払入院給付金額に下記の倍率を乗じた金額をお支払いします。</p> <p>《お支払する保険金の額(倍率)》            ア.下記イ～エのいずれかにも該当しないケガ:1倍            イ.手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂や手指・足指を除く上肢・下肢の腱・筋・靭帯の損傷・断裂:3倍            ウ.手指・足指を除く上肢・下肢の欠損・切断、眼球の内出血・血腫・破裂:5倍            エ.脳挫傷・脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含む）、頸髄損傷、脊髄損傷、胸腹部臓器等の破裂・損傷:10倍</p> <p>※<b>同一事故により被ったケガが、アからエまでの複数に該当する場合には、最も高い額のみお支払いします。</b></p> <p>*1 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*2を常時装着した時は、その装着日数を含みます。</p> <p>*2 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	